

# 農業用機械等利用標準料金・標準小作料

農業委員会 ☎ 47・8001

この料金は、圃場整備済の30アール区画田の10アール当りを基準としています。その他の田は、それぞれの各種条件を考慮の上、賃借双方で協議してください。

## 平成20年度 農業用機械等利用標準料金 (10a 当り / 内税)

種類		料金	設定条件	
水	耕耘	荒起	7,000円	
		代かき	7,500円	
	田植	側条施肥	8,000円	手元なし 2,000円加算
		機械	6,500円	
	刈り取り		19,500円	倒伏、刈取困難、排水不良割増
稲	防除	ヘリ	1,470円	フライト料のみ 農薬代別
		粉剤(1回)	700円	動力散布機使用 農薬代別
		液剤(1回)	1,000円	動力噴霧機使用 農薬代別
	生粉運搬		3,150円	圃場から乾燥調整施設まで
	秋起	荒起(ロータリー)	7,000円	
	あぜぬり(機械)		6,000円	100m 当り
	直播作業		14,500円	直播 8,000円、カルパー 6,500円 肥料代別
	大麦	耕耘・畝立・施肥・播種		12,500円
刈り取り		12,500円	圃場から乾燥調整施設持込み別途料金	
大豆	全面耕耘・畝立・播種		11,000円	種子代別
	培土		5,000円	1回
	刈り取り		10,000円	圃場から乾燥調整施設持込み別途料金
そば	耕耘・畝立・施肥・播種		15,000円	肥料・種子代別
	刈り取り		10,000円	圃場から乾燥調整施設持込み別途料金

参考：20a 未満の圃場 標準料金に 5%から 10%加算  
10a 未満の圃場 標準料金に 10%から 30%加算



## 平成20年度 標準小作料

(10a 当り / 内税)

農地の区分	小作料の標準額	
田	平坦地域	13,500円
	中山間地域	9,500円
	山間地域	4,000円

### 農業委員会からのお知らせ

- ・農地の売買、貸借、転用については手続きが必要です。
- ・農地法による許可申請の手続きは、農業委員会開催月(奇数月)の10日までお願いします。